

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

揺さぶられっ子症候群(SBS)をめぐる スウェーデンの議論と可視化事情(その2) ～日本でも冤罪多発?—揺らぐ医学神話による訴追が急増

取調べの可視化大阪本部 副本部長 秋田 真志

前号では、「揺さぶられっ子症候群」(SBS)をめぐる医学的見解(SBS理論)がアメリカで提唱され、養育者が訴追されるようになった経緯を概観した。このようなSBS理論は、虐待防止論として全米に広がるだけでなく、海外にも展開されることになった。しかし、アメリカでは次第にSBS理論に対する疑念が指摘されるようになり、訴追の見直しが始まった。そして、その動きは海外にも波及することになったのである。

1. SBS理論の展開

前号では、1970年代にアメリカで提唱されたSBS(Shaken Baby Syndrome=揺さぶられっ子症候群)理論に基づき、1990年代のアメリカで、脳障害を負った赤ちゃんと一緒にいた多くの養育者が、虐待の犯人であるとして訴追されることになったことまでを述べた。

このSBS理論は、その後どうなったであろうか。アメリカでは、小児科医のグループを中心に、揺さぶり=虐待から乳児を守らなければならないというキャンペーンが張られ、2000年には全米SBSセンター(National Center for Shaken Baby Syndrome)が設立されるなどした。全米で警察官や検察官を後押しし、さらなる訴追が相次いだのである。

その動きはアメリカにとどまらなかった。SBS理論は諸外国に輸出されることになったのである。アメリカの隣国カナダや欧州のイギリスやスウェーデン・ノルウェーなどで、SBS理論に基づく養育者の訴追が開始されることになった。

2. アメリカで広がったSBS理論に対する疑念

では、このように世界を席卷するようになったSBS理論は正しいといえるのであろうか。実は、SBS理論に対する疑念は1980年代から指摘されていた。アメリ

カのドウハイム医師が、ダミーを用いた実験で、揺さぶりだけでは赤ちゃんの脳に障害を与えるほどのエネルギーは生じないという研究結果を発表した。実験によれば揺さぶりよりも何らかの物体にぶつかった場合の衝撃がその50倍にも及ぶというのである。SBS理論では、3～4フィート(90～120センチ)以下の低位落下では重篤な脳障害は生じないという前提の下に、仮に養育者が「ソファやベッドから落ちた」と供述した場合には、その供述は虚偽だとされてしまう。ドウハイムの研究は、SBS理論の前提を根底から覆すものとも言えた。ところが、このドウハイムの研究は、無視されたり、SBS理論擁護派から都合よく解釈されるなどして、SBS理論そのものを根本から見直す機運へとはつながらなかったのである。

しかし、アメリカでは全米SBSセンターが設立された2000年以降、状況が徐々に変わり始める。2001年、プランケット医師が、低位置からの落下事例やそのメカニズムを研究し、低位落下によっても三徴候が生じ、重篤な脳障害や死亡に至ることが明らかにした。その調査では、たまたま録画されていた高さ60センチメートル程度の落下によって幼児が三徴候を発症し、死亡していたことなどが報告された。2005年、バンダック医師が、生体工学の観点から、仮にSBS理論で言われているような「揺さぶり」が乳児に与えられれば、その頸部に重篤な損傷を与えることを明らかにした。ところが、「揺さぶりによる虐待」とされた多くの事例で

は、頸部損傷が生じていなかったのである。これらの調査研究結果も、SBS理論を根底から覆すものと言えた。これらの研究の動きや、SBS理論に基づく訴追に対する雪冤支援活動が活発化したこともあり、ようやくSBS理論の見直しの動きが強まり、全米各地で無罪や再審が出るようになったのである。

このような動きに対しては、SBSを虐待だとして訴追支援をはじめとする様々な活動をしてきた小児科医らを中心に反発が起り、SBS理論の正当性をめぐって激しい応酬が繰り返されるようになったのである。

3. アメリカ以外での動き

このようなアメリカの動きは海外にも波及した。イギリスでは2004年、法務長官が、乳幼児の殺人事件に関する調査を命じ、297件（そのうち89件が揺さぶり行為によるとされたもの）について調査が行われた結果、28件について、有罪判決に問題があるとされた。2005年7月21日に言い渡された控訴院判決（Rv. Harris 2005 EWCA 1980, CT. App. Cim. Div）では、「三徴候があったとしても、それらが直ちに揺さぶりを原因とするものとは言えない。三徴候以外に虐待を示す証拠がない場合には、被告人が揺さぶりで死傷結果を生じさせた

ことには合理的な疑いが残る」と判示された。カナダ・オンタリオ州では、2005年にグージ元最高裁判事を委員長として、ある法医学者の不正鑑定に関する委員会が組織され、SBS理論による訴追も調査の対象とされた。2008年に公表された同委員会の報告書では、「三徴候それ自体がSBSの特徴であるとの支配的だった見解はもはや支持されない」「現在では15年前には生じ得ないとされた低位落下によっても、稀とは言え致命的な傷害が生じうるという見解が支配的である」「1990年代前半や中盤でのSBSをめぐる議論は今や明らかに論争的となっていることを、ほとんどの専門家が同意している」などとして、三徴候に基づくSBS仮説によって有罪とされたすべての事件を見直すようにとの提言がなされた。

4. スウェーデン

そして、今回私たちが視察をしたスウェーデンである。スウェーデンでは、アメリカでSBS論見直しが始まっていた2007年にアメリカのSBS推進派の医師が訪問し、虐待防止グループを組織した。そして以後、SBS理論に基づく刑事訴追が始まったのである（以下、次号）。

大阪地方裁判所堺支部の年末年始の宿日直の廃止について

大阪地方裁判所堺支部における年末年始の宿日直の廃止につきましては、従前から御理解と御協力をいただいておりますが、平成29年12月29日（金）から平成30年1月3日（水）までの宿日直についても、昨年同様廃止し、同期間中の緊急事務につきましては、下記のとおり事務処理態勢を執ることとしましたので、よろしく申し上げます。

記

- 1 令状事務については、大阪地方裁判所本庁において処理する。警察署及び検察庁に対しては、大阪地方裁判所からその旨依頼し、了承済みである。
- 2 執行停止、準抗告等、急を要する申立ての場合は、大阪地方裁判所の当直室に電話連絡（06-6363-1571）する。
なお、同番号を堺支部庁舎の入口に掲示する。
- 3 堺支部への文書の提出については、庁舎東玄関に設置の休日等書類受信箱を利用する。